

## ○国立大学法人新潟大学役員会の議事及び運営に関する要項

(平成 24 年 2 月 1 日役員会決定)

改正 平成 25 年 6 月 12 日 平成 27 年 3 月 11 日

平成 28 年 3 月 9 日 平成 29 年 3 月 22 日

平成 30 年 3 月 20 日 平成 30 年 4 月 25 日

平成 31 年 3 月 20 日 令和 2 年 3 月 11 日

令和 3 年 3 月 24 日 令和 5 年 3 月 22 日

## 第 1 趣旨

この要項は、国立大学法人新潟大学基本規則(平成 16 年規則第 1 号。以下「基本規則」という。)第 14 条第 9 項の規定に基づき、国立大学法人新潟大学役員会の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 審議事項

基本規則第 14 条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に規定する役員会の議を経なければならない事項は、次のとおりとする。

(1) 基本規則第 14 条第 3 項第 2 号関係(国立大学法人法の規定により、文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項)

- ① 国立大学法人法に基づく出資の認可
- ② 中期計画の認可
- ③ 積立金の処分に関する承認
- ④ 長期借入金の借入れ又は債券発行に関する認可
- ⑤ 長期借入金又は債券の借換えに関する認可
- ⑥ 債券発行事務の委託に関する認可
- ⑦ 償還計画に関する認可
- ⑧ 役員 の 損害賠償責任の免除に関する承認
- ⑨ 業務方法書の認可
- ⑩ 財務諸表の承認
- ⑪ 剰余金の使途に関する承認
- ⑫ 限度額を超えた短期借入金の借入れに関する認可
- ⑬ 短期借入金の借換えに関する認可
- ⑭ 重要財産の譲渡等に関する認可
- ⑮ 役員が営利団体の役員となること等の承認
- ⑯ 土地等の第三者への貸付にかかる認可(国立大学法人法第 34 条の 2 に該当するもの)
- ⑰ 業務上の余裕金の運用にかかる認定(国立大学法人法第 34 条の 3 に該当するもの)

(2) 基本規則第 14 条第 3 項第 3 号関係（予算の作成及び執行並びに決算に関する事項）

- ① 概算要求に関する事項
- ② 予算（補正を含む。）の作成及び執行に関する事項
- ③ 決算に関する事項
- ④ 総事業費が 1 億円を超えると見込まれる物品の導入，役務の提供，施設整備の計画  
ただし，次の要件(i)から(iv)に該当するものは除く。
  - (i) (2)の①に該当するもの
  - (ii) 医歯学総合病院での物品の導入，役務の提供，施設整備の計画
  - (iii) 補助金などで事業を遂行するために学外の機関に要求し採択されたもので，その事業計画で認められた物品の導入，役務の提供，施設整備の計画
  - (iv) 前年度から引き続き継続（更新）される役務の提供
- ⑤ 医歯学総合病院決算見込額（第 2(2)④の(ii)を含む）
- ⑥ 業務達成基準を適用する事業の指定
- ⑦ 会計監査人への財務諸表等の提出

(3) 基本規則第 14 条第 3 項第 5 号関係（その他役員会が定める重要事項）

- ① 大学の戦略及び構想
- ② 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価
- ③ 剰余金の使途の決定
- ④ 重要財産の取得(寄附受入を含む。)の決定
- ⑤ 重要財産の不用の決定
- ⑥ キャンパスマスタープランの改定
- ⑦ 大学機関別認証評価に係る自己評価書
- ⑧ 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本学の適合状況等の確認及び改善措置
- ⑨ 内部統制システムの整備に関する年度計画
- ⑩ 会計監査人候補者の選定
- ⑪ 外部機関，監事及び監査室が実施する監査，検査及び調査等(以下「監査等」という。)における指摘事項への対応方針及び改善措置
- ⑫ 参与の選出
- ⑬ 本学の職員以外の者に対する客員教授及び客員准教授の名称付与
- ⑭ 特任研究員の選考及び名称付与期間の決定
- ⑮ 教育研究体制の整備に係る職種変更

- ⑯ 職員の労働条件の制度に関する事項
- ⑰ 事務系職員の採用計画
- ⑱ 争訟の対応方針
- ⑲ 入学志願者確保の基本方針
- ⑳ 国・独立行政法人の競争的外部資金のうち学長が申請者となる事業の申請(自治体から配分される予算で実施する事業や自治体等と協力して行う事業の申請を含む)
- ㉑ 医歯学総合病院長候補者選考委員会の委員の選定
- ㉒ その他学長が役員会での審議を必要と認めるもの

### 第3 議案の提出

- 1 役員会への議案の提出は、学長又は理事が行う。
- 2 複数回の審議を要する議案を提出する場合は、原則として当該事項の決定までの計画を示すものとする。

### 第4 報告事項

役員会にて報告する事項は次のとおりとする。

- ① 国立大学法人法の規定による文部科学大臣の認可又は承認
- ② 理事及び副学長の担当業務並びに学長の職務を代理する理事の決定
- ③ 監事候補者の選考
- ④ 機構及び本部に係る組織の長の任命
- ⑤ 中期計画の進捗状況
- ⑥ 業務の実績に関する評価結果
- ⑦ 企業等からの資金提供状況
- ⑧ 内部統制システムの整備に関する年度計画に係る実施状況
- ⑨ 監査等の報告
- ⑩ 監事及び監査室が実施する監査の計画
- ⑪ 重大なコンプライアンス違反、事件及び事故(発生の都度)
- ⑫ 事件・事故・苦情等の発生状況(原則として半期毎)
- ⑬ ハラスメント相談状況
- ⑭ 争訟の判決
- ⑮ 国・独立行政法人の競争的外部資金のうち学長が申請者となる事業の申請の結果及び進捗状況(自治体から配分される予算で実施する事業や自治体等と協力して行う事業の申請の結果及び進捗状況を含む)
- ⑯ 医歯学総合病院診療実績
- ⑰ 医歯学総合病院運営協議会及び医歯学総合病院長候補者選考委員会の議事概要

⑱ その他学長が役員会での報告を必要と認めるもの

#### 第5 議長の代理

議長に事故があるときは、あらかじめ役員会の議を経て学長が決定した職務代理者がその職務を代理する。

#### 第6 会議

基本規則第14条第6項の定例会議は、原則として毎月第2水曜日及び第4水曜日に開催するものとする。

#### 第7 役員以外の者の出席

基本規則第14条第6項の規定に基づき、当分の間、議長は、特命理事を定例会議に出席させ、説明又は意見を聴くものとする。

#### 第8 議事録

議長は、役員会の議事概要を作成し、これを公表する。

#### 第9 改正

- 1 この要項の改正は、役員会の議を経なければならない。
- 2 第2の第2号、第3号及び第4に規定する事項については、1年ごとに見直しするものとする。

#### 第10 事務

役員会の事務は、総務部において処理する。

#### 附 則

この要項は、平成24年2月1日から実施する。

#### 附 則(平成25年6月12日)

この要項は、平成25年6月12日から実施する。

#### 附 則(平成27年3月11日)

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

#### 附 則(平成28年3月9日)

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

#### 附 則(平成29年3月22日)

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

#### 附 則(平成30年3月20日)

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則(平成 30 年 4 月 25 日)

この要項は、平成 30 年 5 月 1 日から実施する。

附 則(平成 31 年 3 月 20 日)

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 2 年 3 月 11 日)

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日)

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 5 年 3 月 22 日)

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。